

区分	取り扱い
金銭の無利息貸付け等	使用者が金銭を無利息又は低い金利で貸し付けたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により臨時に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるために貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受けるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間5,000円以下の場合には、課税されません（所基通36-28）。
福利厚生施設の利用	福利厚生施設の運営費等を使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません（所基通36-29）。

III 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

給与等の支払を受ける人は、毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与等の支払者（2か所以上から給与等の支払を受けている人は主たる給与等の支払者）に提出しなければならないこととされています（所法194①）。

この申告書は、扶養親族や源泉控除対象配偶者などがいない人でも提出しなければならないこととされており、この申告書の提出のない人が支払を受ける給与等については、税額表の「乙」欄が適用されることになります（この申告書を提出した場合よりも高い税率が適用されます。）ので、この申告書を提出できる人（主たる給与等の支払者から給与等の支払を受ける人）についてはこれを提出するよう指導してください。

なお、給与等の支払を受ける人から受理したこの申告書は、税務署長から提出を求められるまでの間は、提出を受けた給与等の支払者が保存するものとされています（所規76の3）。

《社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に係る源泉徴収事務での主な取扱い》

1 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への番号記載

給与等の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける場合には、給与所得者から給与所得者本人、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族等のマイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受ける必要があります。

(注) 給与等の支払者が、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載されるべき給与所得者本人、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その給与所得者が提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、その帳簿に記載されているマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととされています（所法198④、所規76の2⑤～⑩）。

2 本人確認の実施

給与等の支払者が、給与所得者からマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認【番号確認】と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認【身元確認】を行う必要があります。

なお、給与等の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー（個人番号）の提供を行う給与所得者本人のみとなります（源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

(注) 本人確認を行う場合に使用する書類の例

- ① マイナンバーカード【番号確認と身元確認】
 - ② 通知カード^(*)【番号確認】+ 運転免許証、パスポートなど【身元確認】（写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には2種類必要です。）
- * 通知カードを番号確認書類として使用するためには、通知カードの記載事項が住民票の氏名、住所等と一致している必要があります。また、令和2年5月25日以後交付される「個人番号通知書」については、番号確認書類として使用できませんのでご注意ください。

* 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、詳しくはデジタル庁ホームページ【<https://www.digital.go.jp>】又は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

〔記載例〕

令和8年分 紙与所得者の扶養控除等（異動）申告書

以下のお欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記のお欄を記載して給与の支払者に提出してください。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

IV 源泉徴収に際して控除される各種控除

1 紹与所得控除

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされています（所法28②）。この給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて、次のように定められています（所法28③）。

給与等の収入金額	給与所得控除額
190万円以下の場合	65万円
190万円を超える360万円以下の場合	収入金額×30%+8万円
360万円を超える660万円以下の場合	収入金額×20%+44万円
660万円を超える850万円以下の場合	収入金額×10%+110万円
850万円を超える場合	195万円

※ 一定の要件に該当する場合には、上記の給与所得の金額から所得金額調整控除額が控除されます（措法41の3の11①）。年末調整において所得金額調整控除の適用を受ける場合には、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、所得金額調整控除申告書を提出する必要があります（措法41の3の12②）。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている「源泉徴収のあらまし」を参照してください。

なお、月々(日々)の源泉徴収税額を求める際に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表及び日額表)などには、既に給与所得控除相当額が織り込まれていますので、月々(日々)の源泉徴収の都度、この給与所得控除額を計算する必要はありません。また、年末調整の際には、「その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額」から各種所得控除額を控除した後の課税給与所得金額について「年末調整のための算出所得税額の速算表」を使用して税額を求めることになりますが、この場合の給与所得控除後の給与等の金額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めます(所法28④、190、別表第五)。

2 所得控除及び税額控除

所得税は、納税者の担税力に応じた課税を行うことなどを目的とするため、各種の控除を行うこととしていますが、源泉徴収の際に控除されるものの種類及びその控除を受けるために提出しなければならない申告書は、次の表のとおりです。

控除の種類		区分	令和8年分の控除額	控除を受けるために提出する申告書とその提出時期
所得	社会保険料控除 (所法74)	給与等から控除したもの	控除した 保険料・掛金の全額	(申告不要)
	小規模企業共済等 掛金控除 (所法75)	本人が直接支払ったもの	支払った 保険料・掛金の全額	「給与所得者の保険料控除申告書」…その年最後に給与等の支払を受けた日の前日まで
	生命保険料控除 〔所法76 措法41の15の5〕	適用限度額 12万円	新生命保険料	最高 40,000円 ※年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には最高60,000円
			旧生命保険料	最高 50,000円
			新生命保険料と旧 生命保険料の両方	〃 40,000円 ※年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には最高60,000円
			介護医療保険料	最高 40,000円
		個人年金 保険料	新個人年金保険料	〃 40,000円
			旧個人年金保険料	〃 50,000円
			新個人年金保険料と旧 個人年金保険料の両方	〃 40,000円
控除	地震保険料控除 (所法77) (平18改正法附則10)	地震保険料だけの場合	〃 50,000円	
		旧長期損害保険料だけの場合	〃 15,000円	
		地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	〃 50,000円	
	障害者控除 (所法79)	一般の障害者	270,000円	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」
		特別障害者	400,000円	1 通常の場合…その年最初に給与等の支払を受ける日の前日まで
		同居特別障害者	750,000円	2 中途就職の場合…就職後最初に給与等の支払を受ける日の前日まで
	寡婦控除（所法80）		270,000円	3 申告書の記載内容に異動があった場合…異動後に給与等の支払を受ける日の前日まで
	ひとり親控除（所法81）		350,000円	
	勤労学生控除（所法82）		270,000円	
	扶養控除 〔所法84 措法41の16〕	一般的な扶養親族	380,000円	
		特定扶養親族	630,000円	
		老人扶養親族	480,000円	
		同居老親等以外の者	580,000円	
除	基礎控除（所法86、措法41の16の2）		最高 950,000円 ^{※1}	「給与所得者の基礎控除申告書」…その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで
	配偶者控除 (所法83)	一般的な配偶者	〃 380,000円 ^{※2}	「給与所得者の配偶者控除等申告書」…その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで
		老人控除対象配偶者	〃 480,000円 ^{※2}	※源泉控除対象配偶者に該当する場合には、上記「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」も参照してください。
	配偶者特別控除（所法83の2）		〃 380,000円 ^{※3}	
	特定親族特別控除（所法84の2）		〃 630,000円 ^{※4}	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」…その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで ※源泉控除対象親族に該当する場合には、上記「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」も参照してください。
税額控除	住宅借入金等特別控除 〔措法41、41の2、41の2の2、震災特例法13の2、 新型コロナ税特法6、6の2〕		〃 600,000円	「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」…その年最後に給与等の支払を受ける日の前日まで

(注) 1 月々(日々)の源泉徴収は給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)などによって行うこととされています。
なお、税額表には上記の表の障害者控除から特定親族特別控除までの各控除が織り込まれていますので、月々(日々)の源泉徴収の都度、これらの控除額を計算する必要はありません。

2 上記の各種控除について、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「源泉徴収のあらまし」を参考してください。

3 上記のほか、確定申告書を提出して受ける控除として、雑損控除(所法72)、医療費控除(所法73、措法41の17)、寄附金控除(所法78、措法41の18①、41の18の2①、41の18の4)、配当控除(所法92、措法9)、分配時調整外国税相当額控除(所法93、復興財確法13の2)、外国税額控除(所法95、95の2、復興財確法14)、政党等寄附金特別控除(措法41の18②)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2②)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)及び給与所得者の特定支出控除(所法57の2)があります。

(※1)次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

[基礎控除額の表]

所得者の合計所得金額	控除額	所得者の合計所得金額	控除額
132万円以下	95万円	655万円超 2,350万円以下	58万円
132万円超 336万円以下	88万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円
336万円超 489万円以下	68万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
489万円超 655万円以下	63万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

(※2)次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

[配偶者控除額の表]

配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円以下	38万円	26万円	13万円
58万円超	36万円	24万円	12万円

(※3)次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

[配偶者特別控除額の表]

配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円以下	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

(※4)次の区分に応じた金額が所得から控除されます。

[特定親族特別控除額の表]

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超	85万円以下
85万円超	90万円以下
90万円超	95万円以下
95万円超	100万円以下
100万円超	105万円以下
105万円超	110万円以下
110万円超	115万円以下
115万円超	120万円以下
120万円超	125万円以下
125万円超	130万円以下
130万円超	133万円以下
133万円超	0円

3 指定対象者等の範囲

配偶者控除の対象者等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

(同一生計配偶者)

給与等の支払を受ける人の配偶者でその給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）のうち、合計所得金額が58万円以下である配偶者をいいます（所法2①三十三）。

[注意事項]

- 1 ここにいう「配偶者」には、いわゆる内縁関係の人は含まれません（所基通2-46）。
- 2 ここにいう「合計所得金額」とは、次に掲げる金額の合計額をいいます（所法2①三十イ(2)、措法8の4③一、31③一、32④、37の10⑥一、37の11⑥、37の12の2④⑧、37の13の3⑨、41の5⑫一、41の5の2⑫一、41の14②一、41の15④、所基通2-41）。
 - (1) 純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
 - (2) 上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合のその配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - (3) 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））
 - (4) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - (5) 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
 - (6) 退職所得金額
 - (7) 山林所得金額

なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した次のような所得は含まれません（措通（源）3-1、3の3-16、8の2-2、8の3-1、41の9-4、41の10・41の12共-1、措通（譲）37の11の5-1）。

イ 利子所得又は配当所得のうち、

- (イ) 源泉分離課税とされるもの
- (ロ) 確定申告をしないを選択した一定の利子等又は配当等
 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益
ハ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないを選択したもの

3 配偶者の所得が給与所得だけの場合や家内労働者等の事業所得等だけである場合には、その年中の収入金額が123万円以下であれば合計所得金額が58万円以下になります。

4 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんから、例えば、親族のうちの誰かが、勤務や修学、療養などのために他の親族と日常一緒に生活していない場合でも、勤務や修学の余暇には家に帰ってくる場合や、常に生活費や学資金、療養費等が送金されている場合は、生計を一にしていることになります（所基通2-47）。

5 一の所得者の配偶者がその所得者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の所得者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなされます（所法85④）。

(控除対象配偶者)

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与等の支払を受ける人の配偶者をいいます（所法2①三十三の二）。

(老人控除対象配偶者)

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（令和8年分の所得税については、昭和32年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十三の三）。

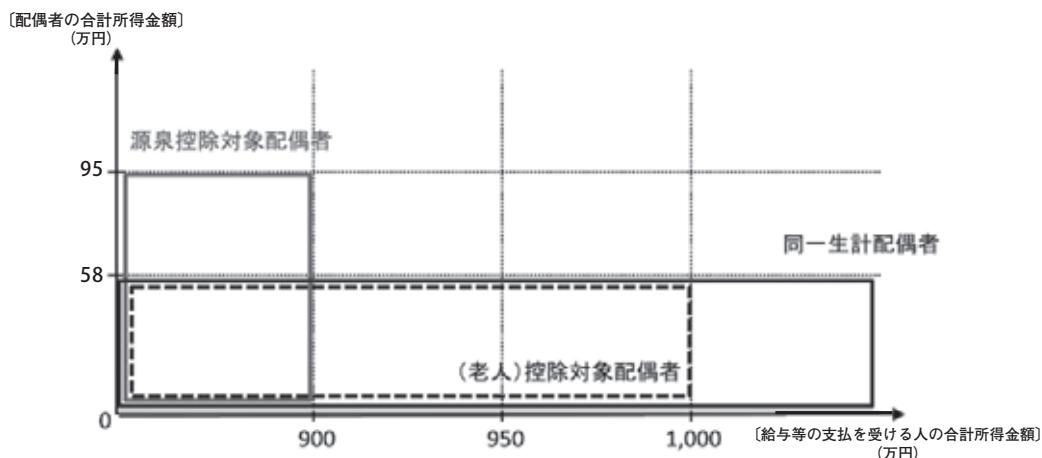
(源泉控除対象配偶者)

給与等の支払を受ける人（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が95万円以下である配偶者をいいます（所法2①三十三の四）。

[注意事項]

- 1 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が160万円以下であれば合計所得金額が95万円以下になります。
- 2 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

【参考】上記の同一生計配偶者から源泉控除対象配偶者までを図示すると次のとおりです。



(配偶者特別控除の対象となる配偶者)

給与等の支払を受ける人（合計所得金額が1,000万円以下の人には限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除き、合計所得金額が133万円以下である人に限ります。）で、控除対象配偶者に該当しない人をいいます（所法83の2）。

[注意事項]

- 1 「配偶者控除」の適用を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることはできません。
- 2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が123万円以下のとき又は2,015,999円を超えるときは、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 3 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。
- 4 一の所得者の配偶者がその所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当し、かつ、他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなされます（所法85⑤）。

(扶養親族)

給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます（所法2①三十四）。

[注意事項]

ここにいう「親族等」には、親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）のほか、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。

(控除対象扶養親族)

扶養親族のうち、次に掲げる人をいいます（所法2①三十四の二）。

- (1) 居住者のうち、年齢16歳以上の人（令和8年分の所得税については、平成23年1月1日以前に生まれた人）
- (2) 非居住者のうち、次に掲げる人
 - ① 年齢16歳以上30歳未満の人（令和8年分の所得税については、平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人）
 - ② 年齢70歳以上の人（令和8年分の所得税については、昭和32年1月1日以前に生まれた人）
 - ③ 年齢30歳以上70歳未満の人（令和8年分の所得税については、昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人）のうち、次のいずれかに該当する人
 - イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - ロ 障害者

ハ 給与等の支払を受ける人からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

（特定扶養親族）

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（令和8年分の所得税については、平成16年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の三）。

（老人扶養親族）

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（令和8年分の所得税については、昭和32年1月1日以前に生まれた人）をいいます（所法2①三十四の四）。

（同居老親等）

老人扶養親族のうち、給与等の支払を受ける人又はその配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、給与等の支払を受ける人又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（措法41の16①）。

（特定親族）

特定親族とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（令和8年分の所得税については、平成16年1月2日生まれから平成20年1月1日生まれまで）の親族等（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます（所法84の2）。

〔注意事項〕

- 1 ここにいう「親族等」には、親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）のほか、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子も含まれます。
- 2 親族等の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与の収入金額が123万円以下のとき又は188万円を超えるときは、その親族等について特定親族特別控除の適用を受けることはできません。
- 3 二人以上の所得者の特定親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの所得者のうちいずれか一人の特定親族にのみ該当するものとみなされます（所法85⑥）。
- 4 一の所得者の親族等がその所得者の特定親族に該当し、かつ、他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族等は、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなされます（所法85⑤）。
- 5 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできません。

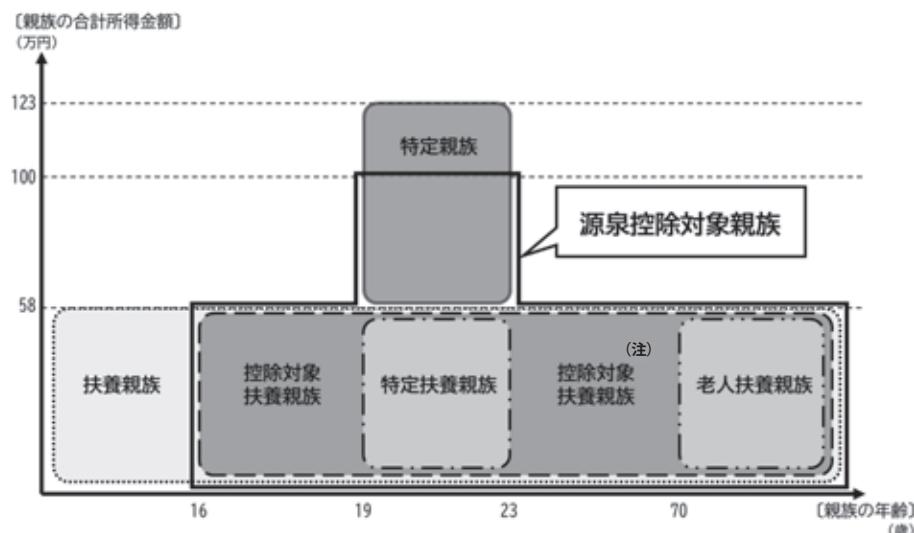
（源泉控除対象親族）

源泉控除対象親族とは、控除対象扶養親族又は特定親族のうち合計所得金額が100万円以下の人のかつてに該当する人をいいます（所法2①三十四の五）。

〔注意事項〕

- 1 特定親族の所得が給与所得だけの場合は、その年中の給与等の収入金額が165万円以下であれば合計所得金額が100万円以下になります。
- 2 親族の双方がお互いに特定親族に係る控除の適用を受けることや、特定親族に係る控除の適用を受けている親族を特定親族として控除の適用を受けることはできません。

【参考】源泉控除対象親族の範囲を図示すると次のとおりです。



（注） 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

(一般の障害者・特別障害者)――

一般の障害者又は特別障害者とは、給与等の支払を受ける人やその同一生計配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます（所法2①二十八、二十九、所令10）。

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人――これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人――このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人――このうち、障害等級が1級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- ④ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人――このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- ⑤ 戦傷病者特別援護法の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている人――このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までである者として記載されている人は、特別障害者になります。
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人――これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人――これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- ⑧ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（令和8年分の所得税については、昭和37年1月1日以前に生まれた人）で、その障害の程度が①、②又は④に該当する人に準ずるものとして市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人――このうち、その障害の程度が①、②又は④の特別障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人は、特別障害者になります。

(同居特別障害者)――

同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、給与等の支払を受ける人、その配偶者又は給与等の支払を受ける人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます（所法79③）。

(寡婦)――

給与等の支払を受ける人自身が、次のいずれかに該当する人をいいます（次の「ひとり親」に該当する人を除きます。）（所法2①三十、所令11）。

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次の要件のいずれにも該当する人
 - ① 扶養親族を有すること
 - ② 合計所得金額が500万円以下であること
 - ③ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次の要件のいずれにも該当する人
 - ① 合計所得金額が500万円以下であること
 - ② その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

[注意事項]

- 1 その所得が給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が6,777,778円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。
- 2 ここにいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人にいいます。
 - ・ その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として世帯主の末届の夫である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
 - ・ その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄として世帯主の末届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(ひとり親)――

給与等の支払を受ける人自身が、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の要件のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十一、所令11の2）。

- (1) その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が58万円以下の子に限ります。）を有すること
- (2) 合計所得金額が500万円以下であること
- (3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

[注意事項]

- 1 この場合の「合計所得金額が500万円以下」となる場合の給与等の収入金額については、上記「寡婦」の場合と同様です。

- 2 ここにいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人のいいます。
- ・ その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として世帯主の夫又は夫の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
 - ・ その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄として世帯主の夫又は夫の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(勤労学生)――

給与等の支払を受ける人自身が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する人をいいます（所法2①三十二、所令11の3）。

- (1) 次に掲げる学校等の学生、生徒、児童又は訓練生であること。
 - ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
 - ② 国、地方公共団体、学校法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人等、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
 - ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- (2) その年の合計所得金額が85万円以下であり、かつ、自己の勤労に基づいて得た給与所得等以外の所得の金額が10万円以下であること。

[注意事項]

その所得が給与所得だけの場合には、その年中の給与等の収入金額が150万円以下であれば、合計所得金額が85万円以下になります。例えば、アルバイトにより給与収入がある学生の場合、そのアルバイト以外に収入がなく、年間のアルバイトの収入金額が150万円以下であれば、この控除を受けることができます。

4 控除を受けるための提出書類

(1) 国外居住親族

源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族又は障害者が非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に該当する場合において、これらの国外居住親族に係る控除の適用を受けようとするときは、「給与所得者の扶養控除等申告書」にその国外居住親族に係る「親族関係書類」^(注1)（その国外居住親族が「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」に該当するものとして扶養控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」^(注2)）を添付する必要があります（所法194⑤）。

年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受けようとする場合には、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、この申告書に国外居住親族と生計を一にする事実を記載した上で、「送金関係書類」^(注3)（その国外居住親族が「給与等の支払を受ける人からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」に該当するものとして扶養控除の適用を受ける場合は、「38万円送金書類」^(注4)）を添付して提出するか、又はその申告書の提出の際に提示する必要があります（所法194⑥⑦）。

(注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

2 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住親族に係る外国における査証（ビザ）に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

3 「送金関係書類」とは、次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類
- ③ 電子決済手段等取引業者（電子決済手段を発行する一定の銀行等又は資金移動業者を含みます。）の書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の移転によりその居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

- 4 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、給与等の支払を受ける人から国外居住親族各人へのその年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。
- 5 年末調整において、国外居住親族に係る配偶者（特別）控除又は特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して提出又は提示する必要があります。
- なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、その国外居住親族に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です。

(2) 勤労学生

上記3「(勤労学生)」の(1)(2)又は(3)に該当する人が勤労学生控除を受けるためには、学校等から主務大臣の証明書の写しと校長等の証明書の交付を受け、これを「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に添付して提出又は提示する必要があります。

5 控除の対象になるかどうかの判定時期

控除対象配偶者や控除対象扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、原則として、その年12月31日の現況により判定しますが、給与等の支払を受ける人やその親族が年の中途で死亡したり、給与等の支払を受ける人が年の中途で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します（所法85、措法41の3の11③、41の15の5②、41の16②、所基通85-1、措通41の3の11-2、41の15の5-2）。

なお、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」、「所得金額調整控除申告書」又は「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族、障害者などに該当するかどうかは、これらの申告書を提出する日の現況により判定します。この場合、その判定の要素となる合計所得金額及び上記3「(控除対象扶養親族)」の(2)(3)ハの生活費又は教育費に充てるための支払金額については、これらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年中の合計所得金額及びその支払金額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定することになります（所基通194・195-3、195の2-1、195の3-1、措通41の3の12-1、41の15の5-3）。

V 税額表の適用方法

1 税額表の適用区分

(1) 月々（日々）の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する税額表

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を使用して求めることができます。この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表	(1)月ごとに支払うもの (2)半月ごと、10日ごとに支払うもの (3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日額表	(1)毎日支払うもの (2)週ごとに支払うもの (3)日割で支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
	日雇賃金	丙欄
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外の日において支払われるものも含みます。）給与等をいいます。ただし、一の給与等の支払者から継続して2か月を超えて支払を受ける場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払を受ける給与等は、ここでいう日雇賃金には含まれません（所令309、所基通185-8）。

(2) 年末調整の際に使用する税額の速算表

年末調整の際ににおける年税額は、次の速算表により求めた算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除し、その控除後の金額（年調所得税額）に102.1%を乗じて求めます。

なお、年末調整の概要については20ページを参照してください。